人事担当課長会議会議録

１　日 時　平成２６年４月１７日（木）　午後１時３０分から午後２時３５分まで

２　場 所　愛知県自治センター　４階　研修室

３　当番市　清須市

４　出席者　県＝市町村課（主　　幹）水野　達也
（課長補佐）足立　理恵
（主　　査）熊谷　智弘
（主　　事）久世　真輝
市＝豊橋市（人事課長）古池　弘人　始め３７名
市長会事務局＝（次長）小出　秀孝　始め３名

５　内容

⑴　開会　市長会事務局（次長）小出　秀孝

・　市長会では、年間１５の担当課長会議を予定している。
・　市町村課からも４名の出席を頂いている。
・　様々な意見交換をしていただき、有意義な時間として欲しい。

⑵　あいさつ　県市町村課（主幹）水野　達也

・　今年度から市町村課に異動となり、総務部は初めてということもあるので、皆様に教えていただきながら努めてまいりたい。
・　日頃の公務員行政及び東日本被災地への職員派遣で多くのご協力に対して、県を代表して感謝する。
・　東日本被災地に派遣されている職員に関しては、疲労やストレスが蓄積していると思うので、健康管理にも留意していただきたい。
・　現在、国では地方公務員法の改正について審議中であり、可決されれば、条例及び規則等の改正も必要となる。県としては、今後の情報を注視し、情報提供をしてきたい。
・　市町村の給与等については、国の基準とは異なる運用をしている団体にはご配慮をお願いしたい。

⑶　議長選出　清須市（人事秘書課長）加藤　秀樹

⑷　議題（資料１）

【議題１】非常勤特別職の旅費及び臨時職員の通勤手当について（知多市提出）

○　提案市（知多市）からの趣旨説明

本市では、非常勤特別職が勤務公署にくるまでの旅費や臨時職員の通勤手当を支給していない。各種審議会の委員に対しても報酬の支給のみであり、遠方から来てもらっても運賃も出ない。非常勤特別職の旅費や、臨時職員の通勤手当についてお尋ねしたい。

○　各市の状況について、別添資料１の内容をそれぞれの市より説明。

（議長）

各市において、条例で規定しているところ、規則等で規定しているところなどまちまちであり、勤務公署までの旅費についても、支給していないところ、日額で支給しているところ、職員の給与条例に準ずるものとしているところなど、まちまちであったと思う。また、支給に関しても、賃金に加算しているところ、通勤手当として支給しているところ、費用弁償として支給しているところまちまちであった。

（提案市（知多市））

見直しを行いたいと考えているので、今後、個別に尋ねさせていただくこともあろうかと思うのでよろしくお願いしたい。

○　議題１に対する愛知県のコメント（市町村課熊谷主査）

地方自治法第２０３条の２の規定上、職務を行うため要する費用の弁償を受けることが出来るので、条例で定めていただければよいと思う。そして通勤手当ではなく、実費の負担として支給していただければと思う。

【議題２】その他

（半田市）

特別職の海外渡航に関して、国家公務員の旅費法では、所要航空時間が８時間以上の場合は、ファーストクラスやビジネスクラスを利用することが出来ることとなっているが、旅費法に合わせて規程や内規を定めているか教えて欲しい。

⇒　東海市と弥富市が規定している。その他の市も、帰庁して確認し、定めていれば半田市へ連絡する。

（清須市）

クールビズ期間について、本年度の予定が決まっていれば教えて欲しい。

⇒　５月１日から（１０月末まで）　　１３市
　　５月中旬頃から（１０月中旬頃まで）　９市
　　６月１日から（９月末まで）　　６市
　　その他の市は、今年度はまだ決めていない。

（知多市）

早期希望退職制度を、今年度から実施する予定の市は教えて欲しい。

⇒　豊橋市、岡崎市、一宮市、新城市、知多市、その他市町村職員退職手当組合に加入している市の一部。

⑸　その他

【公務員制度の課題について】（市町村課足立課長補佐）

○　地方公務員法の一部改正について資料２により説明

地方公務員法の一部改正法案については、３月７日に国会に提出され、４月１１日に衆議院を可決、参議院で審議入りしており、成立されると見込まれる。

大きなものとして、能力及び実績に基づく人事管理の徹底があり、人事評価制度の導入が挙げられる。これは人事考課に変わるもので、国家公務員では既に導入されているが、地方公務員にも導入するものであり、住民の信頼を得ることを目的としている。

また、職務給の原則を徹底するため、「等級別基準表」を条例で定めることとしている。今までは規則等で定めていたが、改正により条例で定めることに変わり、等級別に職名ごとの職員数を公表することとなる。

退職管理の適正の確保については、元職員による離職前の職務に関して、現職員への働きかけが禁止される。また、元職員に対して、再就職先情報の提出をさせることができることとなる。

○　給与制度の総合的見直しについて資料２により説明

平成１７年に給与構造改革が勧告され、平成１８年から段階的に給与構造の改革を進められてきたが、その後の社会情勢が変化し、国家公務員給与について様々な課題が生じてきている。そのため、昨年、人事院より給与減額支給措置終了後に、給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手するとの報告がされている。給与制度の見直しの検討状況については、今後の動向を注視し、必要に応じて情報提供をしていきたい。

○　給与に関する諸課題について資料２により説明

国家公務員の給与減額支給措置が無い場合のラスパイレス指数で１００を超えている団体が、平成２５年度は１３団体あった。初任給設定が高いことや、給料表の継ぎ足しが原因と思われるので、是正をお願いしたい。

いわゆる「わたり」については、県内にはわたりは無いとして国に対しても回答している。しかしながら、国の該当基準では該当にあたると思われる例もあり、現状に疑義が生じないように対処をお願いしたい。

地域手当については、国の支給率を上回る１１団体のうち、２団体は昨年引き下げが行われた。その他の団体も検討して欲しい。

自宅に係る住居手当については、制度が残っている団体には、国においては制度が廃止されていることを考慮して、検討をお願いしたい。

勤勉手当に関して、６団体が基礎額に扶養手当を含めている。支給総額では扶養手当を含めるが、個々の職員への支給額の基礎には含めないという考え方に基づき、該当団体は早急に検討をしていただきたい。

障害者の雇用率について、１４団体が法定雇用率を下回っている。未達成団体には、法定雇用率を達成するように取り組んでもらいたい。

技能労務職に行（一）の給料表を適用している団体については、民間との均衡に留意する必要がある。また、技能労務職の任用に当たっては、真に公務員として必要か検討してもらいたい。

その他、服務規律に関して、地方公務員の不祥事が続いている。地方公務員全体の問題としてとらえ、公務員倫理の高揚、服務規律の周知、徹底に努めていただきたい。

【その他】

特に発言なし

⑹　次年度当番市の決定

○　次年度の当番市＝北名古屋市

⑺　閉会